

保有個人データの開示請求に関する手続

株式会社laugh.

当社は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、お客様からの保有個人データの開示請求（以下「開示請求」といいます。）に関するお手続きについて、以下のとおり定めています

1 開示請求の対象となる保有個人データ

開示請求の対象となる「保有個人データ」は、当社の個人情報データベース等を構成する個人情報（以下「個人データ」といいます。）のうち、当社が開示請求の権限を有するものに限り、但し、以下のものを除きます。

- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

2 全ての保有個人データの利用目的

当社の全ての保有個人データは、「個人情報の取扱いについて」に規定されている利用目的の範囲内で利用します。

3 開示請求の受付

(1) 開示請求のお手続きができる方

- ・お客様ご本人
- ・未成年者または成年被後見人の法定代理人
- ・開示請求の求めをすることにつき、お客様ご本人が委任した代理人

(2) 受付方法

以下の書類を封緘して下記5の「開示請求及び苦情の相談窓口」宛にご郵送ください。

①「保有個人データ開示請求書」

②本人確認書類

(i)の中から1点又は(ii)の中から2点をお選びいただき、ご郵送ください。

(i) 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（個人番号の記載された面は送付しないでください。）等の官公庁が発行した顔写真付き証明書の写し

(ii) 健康保険被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない証明書の写し

※ 代理人がご請求される場合

開示請求の請求をされる方が、未成年、成年被後見人等の本人の法定代理人、本人から委任を受けた本人が指定した任意代理人である場合には、上記の本人確認書類と併せて、次の(iii)及び(iv)の書類も併せてご郵送ください。

(iii) 代理権を確認するための書類

ア 法定代理人の場合

(ア) 未成年者の場合

本人の戸籍抄本又は扶養家族が記入された保険証(写)

(イ) 成年被後見人の場合

後見登記等に関する法律第10条に規定する登記証明事項

イ 任意代理人の場合
委任状及び本人の印鑑登録証明書

(iv) 代理人の本人確認をするための本人確認書類
代理人について上記②に掲げる本人確認書類を併せてご送付ください。

③ 手数料等相当分の郵便切手

お客様の1つのご請求につき、次の手数料等相当額の郵便切手をご送付ください。複数のご請求を同時にされる場合はその合計金額に相当する郵便切手をご送付ください。なお、当社が開示請求の請求に応じられない場合でも手数料等は返金いたしかねます。また、郵便制度が変更された場合、下記の手数料等を変更することがありますのでご了承ください。

(i) 開示請求(郵便による回答)

ア 事務手数料(1件).....1,000円
イ 郵便料金 110円
ウ 簡易書留料金350円
合計1,460円

(3) 受付に応じられない場合

以下の場合には、開示請求を受理することはできません。不備な箇所を修正したうえで、当社所定の手続に従い申請書類の再提出をお願いします。

- ① 当社指定の申請書類を使用していない場合
- ② 必要書類等をご提出されていない場合
- ③ 申請書類に記載された事項ではお客様ご本人を特定できない場合
- ④ 申請書類に記載されている住所、本人確認書類に記載されている住所、当社の登録住所が一致しない場合等、お客様ご本人からの請求であることが確認できない場合
- ⑤ 代理人による申請に際して、その代理権が確認できない場合
- ⑥ その他、お客様からご提出いただいた申請書類に不備があった場合
- ⑦ 当社が定める手続でなく請求された場合

4 開示請求に対する回答の方法

(1) 開示請求の決定の通知

当社は、開示請求の請求のあった保有個人データの全部又はその一部を除いた部分について開示をする旨決定したときは、請求者であるお客様又は代理人様に対し、請求内容に応じた保有個人データ開示請求の各回答書の送付により通知いたします。

また、当社は、開示請求のあった保有個人データの利用目的の通知をしない旨決定したとき、又は全部について、開示をしない旨決定したときも、請求者であるお客様又は代理人様に対し、請求内容に応じた保有個人データ開示請求の回答書の送付により通知いたします。

(2) 開示請求をお断りする場合

開示請求に応じることにより、お客様又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び他の法令に違反することとなる場合など請求に応じることができない場合がございます。

5 開示請求及び苦情の相談窓口

当社における保有個人データの開示請求の請求及び保有個人データの取扱いに関する苦情の相談窓口は以下のとおりです。

株式会社laugh. 個人情報問合せ窓口
東京都新宿区高田馬場2-16-11 高田馬場216ビル7階
E-mail: info@c-hrc.com TEL: 03-5906-5481
(受付時間 10:00~18:00 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

以上